

## 館山若潮マラソン大会に係る協賛等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館山若潮マラソン大会（以下「大会」という。）に係る特別協賛、協賛、広告、出店、写真撮影販売（以下「協賛等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「協賛等」とは大会（前夜祭含む）に関し、運営上の経費を「金銭」「物品」「金銭及び物品」により提供を行うことをいう。
- ② 「広告」とは「大会HP」「プログラム」「チラシ」「のぼり旗」「横断幕」等により企業広告をすることをいう。
- ③ 「出店」とは大会（前夜祭含む）会場内で商品等の展示・販売することをいう。ただし、館山商工会議所郷土みやげ祭り実行委員会等に属するものは除く。
- ④ 「写真撮影販売」とは大会会場等で選手を撮影し、インターネットで販売することをいう。

(承認の基準)

第3条 協賛等は、次の各号に該当するものについて、承認することができる。

- (1) 国又は、地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの。
- (2) 堅実な活動実績を有し、かつ、大会への協賛等の能力が十分であると認められるものであること。
- (3) その他館山若潮マラソン大会事務局（以下「大会事務局」という。）で館山市に有益であると認められるもの。

2 前項の規程にかかわらず、大会事務局で不相当と認められる協賛等については、承認しないものとする。

《承認しない事例》

- ① 政治性及び宗教性のある企業等
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- ③ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- ④ 暴力団員等と密接な関係を有するもの
- ⑤ 納付すべき税を滞納しているもの

3 第1項の規程による協賛等の金額は、別表1、2のとおりとする。

(申請の手続)

第4条 協賛等を申請しようとするものは、別紙「協賛申込書」、「広告・出店申込書」、「写真撮影販売申込書」により大会事務局に大会実施日の前年10月末日までに申し出なければならない。

なお、写真撮影販売については大会実施日の前年9月末日までとする。

2 大会事務局は、前項の申請を受けたときは、速やかに協賛等の可否を決定し、申請者に連絡するものとする。

(報告)

第5条 大会事務局が必要と認めるときは、協賛等の報告書（任意形式）の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 当大会がやむをえない事情で中止となった場合、中止決定の時期により受領済みの協賛金等は返還しない。

第7条 その他、この規程にない事項等疑義が生じた場合は、双方が協議し決定するものとする。

別表 1

## 【協賛】

種別	金額	基本メリット	オプションメリット
特別協賛 ※1社のみ		決定済	
協賛1	400,000 円	・ステージ看板に企業名等掲載(大) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会ロゴ使用权	下記オプション品目より 5口まで
協賛2	300,000 円	・ステージ看板に企業名等掲載(中) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会ロゴ使用权	下記オプション品目より 4口まで
協賛3	200,000 円	・ステージ看板に企業名等掲載(中) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会ロゴ使用权	下記オプション品目より 2口まで
協賛4	100,000 円	・ステージ看板に企業名等掲載(小) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会ロゴ使用权	下記オプション品目より 1口
協賛5	50,000 円	・ステージ看板に企業名等掲載(小) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会ロゴ使用权	なし

## 《オプション品目》

No.	品目	内容(1口当たり)
1	HP掲載	大会公式HPに企業バナーリンク又は新着情報への掲載(1種類)
2	プログラム広告掲載	大会プログラムへの広告掲載(A4 モノクロ1頁:約1万部)
3	チラシ封入	選手配布物への封入(1種類:約1万枚)
4	のぼり旗掲出	会場内へののぼり旗(7本まで)掲出
5	横断幕掲出	会場内に横断幕(2枚)掲出
6	出店(大会会場)	会場内での出店(2×3間スペース)※テント1張・机2脚・椅子4脚貸出可

## 【その他】

- ① 大会HP用バナー、のぼり旗、横断幕、チラシ、プログラム広告掲載用データは企業側で用意する。
- ② 物品協賛の場合は、原価での金銭換算とする。
- ③ 出店について出店場所は大会事務局で指定する。
- ④ 飲食物の出店については、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は出店者側で対応するとともに、衛生管理に十分注意し、消毒液等で定期的に手等の消毒をすること。

別表 2

【広告・出店・写真撮影販売】

No.	品目	内容(1口当たり)	金額
1	HP掲載	大会公式HPに企業バナーリンク掲載又は新着情報への掲載(1種類)	70,000 円
2	プログラム掲載	大会プログラムへの広告掲載(A4 モノクロ1頁:約1万部)	70,000 円
3	チラシ封入	選手配布物への封入(1種類:約1万枚)	70,000 円
4	のぼり旗掲出	会場内へののぼり旗(5本まで)掲出	50,000 円
5	横断幕掲出	会場内に横断幕(1枚)掲出	50,000 円
6	出店(大会当日)	会場内での出店(2×3間スペース) ※テント、椅子等は出店に必要なものは出店者側で用意	50,000 円
7	出店(前夜祭)	前夜祭会場での出店	50,000 円
8	写真撮影販売	会場内等での選手の写真撮影及びインターネット販売 大会公式HPに企業バナー掲載(1種類) 大会公式HP新着情報への掲載(1種類) 選手配布物へのチラシ封入(1種類:約1万枚) 大会ロゴ使用权	200,000 円～

※写真撮影販売は1社のみ(後援企業及び計測会社が行う写真サービスは除く)、とし、プロポーザル方式により選定する。

【その他】

- ① 大会HP用バナー、のぼり旗、横断幕、チラシ、プログラム広告掲載用データは企業側で用意する。
- ② 物品による支払いの場合は、原価での金銭換算とする。
- ③ 出店について出店場所は大会事務局で指定する。申込み多数の場合は事務局にて選考する。
- ④ 前夜祭への出店については、別途、施設管理者へ施設使用料等支払いあり。(申請者負担)
- ⑤ 飲食物の出店については、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は出店者側で対応するとともに、衛生管理に十分注意し、消毒液等で定期的に手等の消毒をすること。